

特別支援教育就学奨励費のお知らせ

特別支援教育就学奨励費とは、特別支援学級などに就学している児童生徒に対して教育に係る費用の一部（学用品費、給食費、校外活動費等）を補助する制度です。

【対象者となる方】次の1～2のいずれかに該当する方

- 1 特別支援学級に就学している児童・生徒
- 2 通常の学級の児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する方

なお、次に該当される場合は支給の対象となりません

- (1) 児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は通院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている場合
- (2) 生活保護の教育扶助を受けている場合
- (3) 就学援助費の支給を受けている場合

【補助対象の経費】令和7年度の内容です。次年度は変更になる場合があります。

区分	小学校	中学校
① 学用品費・通学用品費	実費額×1/2（注1） (上限 5,820円)	実費額×1/2（注1） (上限 11,370円)
② 校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	実費額×1/2 (上限 800円)	実費額×1/2 (上限 1,155円)
③ 校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実費額×1/2 (上限 1,845円)	実費額×1/2 (上限 3,105円)
④ 修学旅行費	実費額×1/2 (上限 10,790円)	実費額×1/2 (上限 28,860円)
⑤ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 (1年生のみ)	実費額×1/2（注1） (上限 28,530円)	実費額×1/2（注1） (上限 31,500円)
⑥ 給食費	実費額×1/2	実費額×1/2
⑦ 通学費	実費額（注2）	実費額（注2）

（注1）①⑤は、購入実績に応じて支給します。

支給に際し、購入日、品名、金額等の書かれた領収書の提出が必要となります。

学用品費・通学用品費の例：ノート、筆記用具、副読本、辞典、通学用靴、傘など
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の例：カバン、通学用服、通学用靴、上ばき、帽子など

（注2）⑦は、認定段階が第Ⅲ段階の場合は、「実費額×1/2」となります。

【認定段階の算定基準と補助経費】

世帯の所得額と生活保護基準需要額の割合により認定段階を決定し、その認定段階により、補助する経費や金額が異なります。認定段階は、年度毎に決定します。

認定段階	算定基準	補助対象の経費
I	所得額が需要額の 1.5 倍未満	①～⑦
II	所得額が需要額の 1.5 倍以上 2.5 倍未満	①～⑦
III	所得額が需要額の 2.5 倍以上	⑦

【申請方法】

「収入額需要額調書・確認同意書・口座振込依頼書」等学校から配布される書類に必要事項をご記入いただき、学校が定める期日までに提出してください。

【認定及び通知方法】

提出していただいた書類をもとに教育委員会で審査し、学校を通して通知いたします。

【認定後に必要なもの】

学用品及び新入学児童生徒用品購入費については、レシート・領収書が必要になります。

なお、新入学児童生徒の学用品（通学用服、通学用靴、上ばき等）のレシート・領収書は、入学に当たって必要になったものになりますので、原則入学した年の5月末までに購入したものが対象となります。レシート等は大切に保管していただくようお願ひいたします。

※学校への提出期日は、別途学校からお知らせいたします。

※レシート・領収書等が無い場合、支給出来ませんのでご協力よろしくお願ひいたします。

その他ご不明な点は高萩市教育委員会教育総務課（TEL0293-23-1131）までお問合せください。